

手話奉仕員養成講座（入門）

とき 4月7日～9月15日までの毎週土曜日（5月5日、8月11日は除く）、午後2時～4時（全22回）
ところ カガリの郷
内容 厚生労働省のカリキュラムに沿った講座
対象者 市内在住・在勤の高校生以上の人で、講座終了後、市役所で市の手話通訳者に登録、または市内の手話

サークル活動へ積極的に参加できる人
※同講座に初めて参加される人に限ります。
定員 20人
受講料 無料（教材費など実費）
申し込み 3月7日(水)～17日(土)に、カガリの郷へ（電話申し込み不可）
※定員を超えた場合は22日(水)、午前10時に公開抽選し、結果は全員に郵送します。

福祉施設のお仕事・事業所見学会

とき 3月20日(水)、午後1時50分～（現地集合）
ところ 特別養護老人ホーム「ファヴォーレ」(大阪狭山市大野西566の2)
定員 6人（申し込み先着順）
※詳しくは、お問い合わせください。
申し込み 3月6日(水)～、ハローワーク河内長野〔☎(53)3081〕へ

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）、祝日を除く、1年間で1回利用可
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可（内線182、185）、祝日を除く
行 政 相 談	15(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司法書士相談	20(水)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人、1年間で1回利用可
人権なんでも相談	23(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談、問い合わせ(内線472)
女性のための電話相談	2(金)、9(金)、20(水)、27(水)	午前10時～午後2時		【☎(23)0567】、問い合わせ（市役所内線474）、女性の相談員による相談
女性の悩み相談	8(木) 16(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	市役所5階502会議室 すばるホール3階男女共同参画センター	定員4人 要予約（市役所内線474）、女性カウンセラーによる相談 ※8(木)は午後3時30分まで 定員5人
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約も可【☎(24)3700】、電話相談も可、祝日を除く
生 活 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組、祝日を除く
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
家庭児童相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】、祝日を除く
子 育 て 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
健康相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分		コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、カガリの郷	要予約【☎(26)7887】、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	事前予約も可（内線444）
農 業 相 談	5(月)、4/5(木)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】、祝日を除く
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
商工法律相談	13(水)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
経 営 相 談	14(水)	午後1時30分～4時50分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	14(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
税理士による税務相談	9(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消 費 者 相 談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 （消費生活センター）	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	27(水)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション【☎(26)9441】
若者の就労相談	14(水)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談、問い合わせ(内線481)
労 働 相 談	8(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線199）専門相談員による相談（就職のあっせんはしません）、問い合わせ（内線481）
障がい者就業・生活相談	19(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	
引きこもり相談	22(木)	午後1時～2時30分 午後2時30分～4時	トピック Topic(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談、祝日を除く
住宅関連法律相談	16(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線436、437）、定員6人
も の 忘 れ 医療介護相談	4/4(水)	午後1時30分～2時 午後2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約（内線196）、定員各1組、認知症サポート医、ほんわかセンター専門職による相談



国民健康保険

3月は国民健康保険料滞納処分強化月間です

保険料に未納があると、督促手数料や延滞金が増加されるだけでなく、差し押さえなど滞納処分の対象となることもあります。

お手元に納め忘れの納付書がないかご確認ください。また、納め忘れなどによる納付の相談はお早めをお願いします。

問い合わせ 保険年金課（内線152、156）



上下水道

水道の使用開始・中止は必ず届け出を

〇転入や転居などで新たに水道を使用される場合は、事前に届け出が必要です。また、新築などの工事をされる場合も臨時栓としての届け出が必要です。なお、届け出がない場合、罰則が適用されることがあります。

〇転出などで水道を使用されない場合は、料金の精算が必要です。必ず閉栓の届け出をしてください。

〇インターネットでも使用開始や中止の手続きができます。市ウェブサイト内の水道事業のページにある申し込み画面に、必要事項を入力し送信してください。水道お客様センターで申し込み内容を確認後、手続きをします。

〇使用水量の確認のために、2カ月に一度お伺いして水道メーターの検針をしています。メーターボックスの上に車や物を置く、付近で犬を放し飼いにするなど、検針の支障とならないようご協力をお願いします。

問い合わせ 水道お客様センター ☎(20)6400



給水装置の修繕費用は個人負担です

公道などに埋められた配水管は市の所有物ですが、この配水管から分かれた給水装置（水道メーターは除く）は皆さんの財産です。

閉栓中であっても給水装置の修繕などの費用は個人負担となりますので、注意して管理してください。

●水道管緊急修繕業務を委託しています

緊急の水漏れや蛇口などの水道管のトラブルがあった場合、本市では市管工事業協同組合（向陽台一丁目3の11）と委託契約しており、水道管のトラブルに24時間体制で対応しています（出張料は発生しません）。

修繕の申し込みは、市管工事業協同組合 ☎0120(032)4971 へ（月～金曜日の午前9時～午後5時30分）。その他の時間帯および土・日曜日、祝日、年末年始は市役所宿直室 ☎(25)1000 へご連絡ください。

問い合わせ 水道工務課（内線257）



募集

防衛省自衛官募集

●一般幹部候補生

将来の自衛隊を担う、幹部自衛官を養成するコースです。

応募資格 日本国籍を有する20歳以上28歳未満の人など

※試験区分など詳しくは、お問い合わせください。

受付期間 3月1日(木)～5月1日(火)

1次試験日 5月12日(土)（飛行要員は12日(土)、13日(日)の2日間）

●一般曹候補生

各部隊の中核となる陸・海・空自衛官を養成するコースです。

応募資格 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の人

受付期間 3月1日(木)～5月1日(火)

1次試験日 5月26日(土)

問い合わせ 自衛隊富田林地域事務所 ☎(24)3799



講座・催し

認知症介護家族の交流会

とき 3月28日(火) 午後1時30分～3時

ところ 市役所

内容 認知症ケア上級専門士の話、交流会

対象者 市内在住で認知症の人を介護している家族 ※認知症の人が市内在住の場合、市外在住の家族も参加可。

定員 20人 **参加費** 無料

申し込み 3月27日(火)までに、高齢介護課（内線189）へ（申し込み多数の場合抽選）

※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

府手話通訳者養成講座

手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳活動をする「手話通訳者」を養成する同講座を開催します。

とき 5月18日(金)～平成31年2月22日(金)、午前9時30分～11時30分

※詳しい日程は、お問い合わせください。

ところ 八尾市立障害者総合福祉センター「きずな」(八尾市南本町八丁目4の5)

対象者 府内在住・在勤で、手話で聴覚障がい者と日常会話ができる人

※府の手話通訳者としてすでに登録されている人および手話通訳士としてすでに活動されている人は受講できません。

定員 10人

受講料 無料（教材費実費）

申し込み 障がい福祉課（内線193）に備え付けの申込書に必要事項を記入し、3月30日(金)（消印有効）までに ☎540-8570 府民お問合わせセンター「手話通訳者養成講座」係 ☎06(6910)8001 へ郵送（府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/>）からも申し込みできます）

※同講座を受講するためには、4月20日(金)に実施する判定試験に合格する必要があります。

原付・軽自動車などの廃車、 名義変更の手続きを忘れていませんか

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。廃車や譲渡などを行っているにもかかわらず手続きが済んでいない人は、3月末日までに次の窓口で手続きをしてください。手続きをされない場合いつまでも軽自動車税が課税されます。解体したり、盗難にあったりしてナンバープレートや証明書などが無い場合も各窓口へご相談ください。なお、業者に手続きを依頼された場合は3月末日までに手続きが済んでいるかどうか確認してください。

◇原動機付自転車（～125CC）・小型特殊自動車

ところ 課税課（内線110）、または金剛連絡所〔☎(29)1401〕

持ち物 ナンバープレート、印鑑、申告済証（販売証明書）

◇125CCを超える2輪車

ところ 大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所（和泉市上代町官有地）〔☎050(5540)2060〕 ※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

◇軽自動車（3輪・4輪）

ところ 軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所（和泉市伏屋町一丁目13の3）〔☎050(3816)1842〕 ※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。



国民年金

学生納付特例は毎年申請が必要です

国民年金保険料を納めることが困難な20歳以上の学生は本人の前年所得が118万円以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。平成29年度に申請し承認を受けた人も改めて申請が必要です。ただし、30年度分は4月から受け付け開始となります。

●学生納付特例の承認を受けた期間は①承認期間中の障がいや死亡といった不慮の事態には、受給資格があれば障がい基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

②年金の受給資格期間には算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

③承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後払い（追納）できます。※2年を過ぎて後払いする場合は、当時の保険料に経過した期間に応じて、一定の額が加算されます。

対象者 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校などに在学する学生（夜間、通信制課程も可）

手続き 年金手帳、印鑑、学生証など学生であることを証明できるものを持参し保険年金課（内線153、154）へ※29年度の学生納付特例の承認を受けた人で、日本年金機構が在学予定年月を把握できた人には、3月下旬に学生納付特例申請はがきが送付されます。引き続き同じ学校に在学中の場合は、必要事項を記入の上返送し、承認されると4月～31年3月についても納付が猶予されます。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕



介護保険

保険料の納め忘れはありませんか

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は事業の運営に欠かすことのできない大切な財源です。必ず期限内に納付してください。

期限内に納付されない場合は、財産の差し押さえなどの対応を取ることがあります。

国民健康保険料を滞納している世帯は、有効期限の短い保険証の交付対象になり、滞納の状況によっては、通常の被保険者証の代わりに、医療機関の窓口でいったん医療費全額を支払う「資格証」の交付対象となります。

介護保険料を滞納していると、保険給付が制限されることがあります。

後期高齢者医療保険料を滞納していると、有効期限の短い保険証の交付対象になります。

※今月は平成29年度分国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の最終納付月です。

問い合わせ 国民健康保険料については保険年金課（内線152、156）、介護保険料については高齢介護課（内線175、176）、後期高齢者医療保険料については福祉医療課（内線158、159）

保険料の納付は便利な 口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、市から送付する納付書によって保険料取扱金融機関、コンビニエンスストア（後期高齢者医療保険料を除く）または市役所で納めていただくことになっています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から引き落としされる口座振替が便利で確実です。

普通徴収の対象者で口座振替を希望される人は、納入通知書と通帳の印鑑、預（貯）金通帳を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料については保険年金課、介護保険料については高齢介護課、後期高齢者医療保険料については福祉医療課で手続きをしてください。

また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を市役所または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができるペイジー口座振替受付サービスの取り扱いもしています。

対応している金融機関は次のとおりです。

●ペイジー口座振替受付サービス対応金融機関

りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、近畿大阪銀行、池田泉州銀行、関西アーバン銀行、成協信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課（内線152、156）、高齢介護課（内線175、176）、福祉医療課（内線158、159）



福祉

献血にご協力を

400ミリℓ 献血に、ぜひご協力ください。

とき ① 3月14日(木)、午後2時～4時30分、② 3月18日(日)、午前10時～午後4時

ところ ① 金剛病院、② エコール・ロゼ

対象者 18～69歳で体重が50kg以上の人（65歳以上の人は60～64歳の間に献血経験がある人に限ります）※ただし、男性は17歳から可能。その他の条件などは、お問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会 ☎ (25) 8261



税

市・府民税の申告は 3月15日までに！

市・府民税の申告をしなければならぬ人は、今年1月1日現在本市に居住し、昨年中に所得のあった人です（給与所得だけで特別徴収されている人や、所得税の確定申告をした人は必要ありません）。

ところ 市役所地下902・903会議室

受付時間 午前9時～午後5時30分

※申告されていない場合、次のようなことに影響が出ますので、申告にご協力ください。

○市・府民税証明書の交付ができないことがあります。

○公的年金にかかる所得のみの人などで、年金保険者への扶養親族等申告書の提出がなかった場合、または所得税の確定申告書を提出しなかった場合、控除される情報が得られないため、扶養・配偶者控除などの適用が可能でも、控除が適用されないことがあります。

○後期高齢者医療保険制度などの保険料の軽減措置の適用を受けられないことがあります。

問い合わせ 課税課（内線111、112）

納付は便利な口座振替で

市税で口座振替ができるのは、固定資産税・都市計画税、市・府民税（普通徴収のみ）、軽自動車税です。口座振替は期別ごとの納付だけでなく、全期前納も利用できます。



また、各税金の納期限に自動的に引き落としされるため、金融機関などに行く必要はなく、納め忘れもありませんので、ぜひご利用ください（全期前納の場合は、第1期の納期限）。

申し込み

●ページ口座振替サービスでの申し込み

引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を納税課または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができます。

※一部取り扱いできないカードがあります。対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

●取扱金融機関の窓口での申し込み

納税通知書と通帳の印鑑、預（貯）金通帳を持参の上、口座振替依頼書（市内の金融機関に備え付け）に必要事項を記入し、市税取扱金融機関へ。※市外の金融機関などで申し込む場合は、お問い合わせください。

申込期限（平成30年度）

	期別	30年度納期限	ページ口座振替サービスの申込期限	取扱金融機関への口座振替の申込期限
固定資産税・都市計画税	第1期	5月31日	5月15日	4月13日
	第2期	7月31日	7月13日	6月15日
	第3期	10月1日	9月14日	8月15日
	第4期	1月4日	12月14日	11月15日
	全期前納	5月31日	5月15日	4月13日
市・府民税（普通徴収）	第1期	7月2日	6月15日	5月15日
	第2期	8月31日	8月15日	7月13日
	第3期	10月31日	10月15日	9月14日
	第4期	1月31日	1月15日	12月14日
	全期前納	7月2日	6月15日	5月15日
軽自動車税	第1期	5月31日	5月15日	4月13日

問い合わせ 納税課（内線122）

固定資産税の「縦覧帳簿の縦覧」と「課税台帳の閲覧」を実施

縦覧帳簿の縦覧

縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、価格、市街化区域・市街化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年
縦覧できる人

◇土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

期間 4月2日(月)～5月31日(木)（土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分）

課税台帳の閲覧

所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など（ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です）

期間 4月2日(月)～平成31年3月29日(金)（土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前9時～午後5時30分）

縦覧・閲覧に必要な書類など

・本人確認ができる書類（納税通知書や運転免許証など）

・納税管理人や納税者の同居親族は閲覧できますが、代理人が来られる場合は委任状が必要

・法人名義の物件については、委任状または申請書に代表印の押印が必要

縦覧・閲覧場所

課税課（内線113～116）